

産業廃棄物と一般廃棄物の違いとは？

営業部 伊奈

いつもお世話になっております。リサイクルクリーンの伊奈です。今回は最近お客様よりお問合せが多くあります“産業廃棄物と一般廃棄物”の違いについて触れていこうと思います。

まず廃棄物は、そのものの性状や状況等に応じて一般廃棄物と産業廃棄物に分類されています。

産業廃棄物はあらゆる事業活動から発生する産業廃棄物 12 種類(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん)と、特定の事業活動から発生する産業廃棄物 7 種類(紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物)があります。

一般廃棄物は、事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを、法に定めた用語ではありませんが“事業系一般廃棄物”と呼んでいます。

産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがあります。特定の 7 種類については特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物に該当しますので注意が必要です。例えば製紙会社から排出される紙くずや、食品製造業から排出される動物性残さは産業廃棄物になりますが、商店や病院等から排出される紙くずやレストラン等から排出される残飯は動植物性残さにはならず、一般廃棄物扱いとなります。

弊社では産業廃棄物はもちろんですが事業系一般廃棄物も取り扱いができます。(一部対応不可エリア有)

これは事業系一般廃棄物なのか？産業廃棄物なのか？この廃棄物はどのように処分をするのか？などどんな些細な事でも構いませんのでお困りの際はお気軽にご相談下さい。